証券コード　5807
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都港区西新橋三丁目８番３号
東京特殊電線株式会社
取締役社長 立　川　直　臣

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権が行使できますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付いただくようお願い申しあげます。

また、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。ただし、その場合代理人を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
コンベンションホールＡＰ浜松町　ルームＦ

３．会議の目的事項

報 告 事 項　　１．第98期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第98期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　取締役８名選任の件

第3号議案　監査役４名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主の皆様にご提供する招集通知のうち、連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社のホームページ（http://www.totoku.co.jp/）に掲載をさせていただきますのでご了承ください。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社のホームページ（http://www.totoku.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済情勢は、米国及び欧州は回復基調にありましたが、中国及び新興国の一部では景気減速による下振れ懸念を抱えた状況で推移しました。国内は、政府による経済対策効果並びに原油価格の下落等により堅調な企業業績が継続し、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の中、損益重視の方針に基づき、重点施策として、品質、コスト、納期の追求及び原価低減策を推進すること等により損益改善に努めるとともに、不採算製品からの撤退を進め体質強化を図ってまいりました。また、今後に向けて当社グループの成長を期すべく、特長ある技術力を活かした新規製品の開発、新規顧客の開拓、生産体制の構築に経営資源を投入し、売上拡大に注力してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、海外子会社は堅調でしたが、当社単体では鉄道ケーブル及び三層絶縁電線の受注量減少の影響により、前期比６億１千３百万円減少し163億９千６百万円となりました。

営業利益は、ケーブル加工品等の高付加価値製品の拡販、並びに生産性向上及び原価低減活動を積極的に推進したことや、銅等の素材価格が下がったことにより、前期比２億９千４百万円増加し15億１千２百万円となりました。

経常利益は、前期は環境対策引当金戻入益９億８千２百万円があったことにより、前期比８億２千２百万円減少し18億５千４百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益７千８百万円及び固定資産売却益３千６百万円を計上しましたが、前期は前述の環境対策引当金戻入益９億８千２百万円及び雪害による保険金収入１億３百万円があったこと等により、前期比11億１千２百万円減少し11億５千２百万円となりました。

当社グループは、「電線・デバイス事業」の単一セグメントでありますが、主要製品の概況は以下のとおりです。

ケーブル・配線材は、鉄道ケーブル、パソコン等の電源トランスに使用される三層絶縁電線、プリンター等に使用されるフレキシブルフラットケーブルの受注量は、いずれも減少しましたが、マイクロウェーブ用同軸ケーブルアセンブリ等のケーブル加工品は好調に推移しました。

ヒータ関連製品は、便座用ヒータ等のヒータ加工品の受注量は減少しましたが、車載用シートヒータは好調に推移しました。

線材加工品は、スマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用のサスペンションワイヤの受注量は減少しましたが、スマートフォン等の基板導通

検査治具に使用されるコンタクトプローブは堅調に推移しました。

当社単独の業績につきましては、売上高は、前期比８千万円減少し65億７千７百万円となりました。損益面におきましては、営業利益は、前期比２億４千２百万円増加し７億３千２百万円となりました。また、経常利益は、前期比３億８千４百万円減少し11億４千６百万円となり、当期純利益は、前期比２億２千５百万円減少し13億６千８百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は12億２千２百万円となりました。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第95期 (平成25年３月期)	第96期 (平成26年３月期)	第97期 (平成27年３月期)	第98期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高（百万円）	20,638	18,276	17,010	16,396
経常利益（百万円）	329	1,665	2,676	1,854
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	290	1,455	2,264	1,152
１株当たり当期純利益（円）	4.27	21.24	331.63	169.61
総資産（百万円）	18,690	16,348	17,059	17,468
純資産（百万円）	5,235	6,422	7,124	7,798

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．第98期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第95期 (平成25年３月期)	第96期 (平成26年３月期)	第97期 (平成27年３月期)	第98期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高（百万円）	12,859	8,977	6,657	6,577
経常利益（百万円）	285	1,094	1,530	1,146
当期純利益（百万円）	5	1,398	1,593	1,368
１株当たり当期純利益（円）	0.08	20.39	232.64	201.29
総資産（百万円）	12,168	9,124	8,270	9,461
純資産（百万円）	2,723	4,240	3,577	4,796

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．第98期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで事業構造改革により収益向上と体質強化を図ってまいりましたが、更に黒字体質への転換を促進し、ステークホルダーに貢献する企業への変革を実現するため、経営諸施策に取り組んでまいります。

当社グループ方針として、既存顧客向けの既存製品については、顧客ニーズに的確に対応すべく生産体制を増強するとともに、品質、コスト、納期を徹底的に追求し、ものづくり力の一層のレベルアップを図ってまいります。また、成長分野として、当社の強み・特長を活かせる製品の開発及び新規顧客開拓・拡販活動を推進し、中期的成長の柱とすべく注力してまいります。

製品別には、電線製品においては、ケーブル関連の既存製品は安定供給に努め、顧客満足度の一層の向上を図ってまいります。新規分野としては、当社独自技術による高速伝送ケーブルの生産体制を拡充するとともに、営業・開発・生産の連携を強化し総合力により、きめ細かにお客様のニーズを満たす製品を提供し、事業拡大を図ってまいります。

ヒータ製品においては、車載用シートヒータなど技術・品質面での強みを活かし、拡販と増産対応のための設備投資を行い事業拡大を図ってまいります。

デバイス製品においては、線材加工品、ケーブル加工品を中心に、当社が長年培った素材技術、精密加工技術等を活かした特長ある製品により競争力を一層強固なものとし、更に拡販を推進してまいります。

これら事業の成長に向けて、グループ経営の観点においては、当社が核となり、海外のグループ各社と連携して新興国を含むグローバル市場での売上拡大を推進してまいります。

市場環境は変化が激しく予断を許しませんが、損益重視の方針のもと、当社の特長ある技術を活かした製品の売上拡大を図るために、営業と技術・製造が一体となって市場ニーズに対応した製品の開発と拡販に注力するとともに、原価低減の徹底、ものづくり力の向上、経費削減等に継続して取り組むなど全社一丸となって収益力を高め、企業価値の向上につなげてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 当連結会計年度の末日における主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

電線・デバイス：ケーブル、配線材、メッキ線、合金線、ヒータ応用製品、ケーブル加工品、線材加工品等の製造・販売

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所、工場並びに使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 主要な営業所及び工場等

１．当社

ａ）本社

東京都港区西新橋三丁目８番３号

ｂ）営業所

西日本営業所（大阪市）

ｃ）工場

上田事業所（長野県上田市）、丸子事業所（長野県上田市）

２．子会社等

ａ）製造・販売会社

【国内】

㈱特電（長野県上田市）、㈱トクデンプロセル（群馬県高崎市）

【海外】

東特(浙江)有限公司（中国）、
PT.TOTOKU INDONESIA（インドネシア）、
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.（フィリピン）

ｂ）その他

アットライフ㈱（長野県上田市）

② 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
932	△78

（注）１．従業員数には、執行役員並びに企業集団外への出向者は含まれておりません。
２．当社は、電線・デバイス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は古河電気工業株式会社で、同社は当社の株式3,847千株（議決権比率56.7%）を保有しております。

当社は親会社である古河電気工業株式会社と電線・デバイス製品の販売及び原材料の購入を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社である古河電気工業株式会社と電線・デバイス製品の販売及び原材料の購入を行っております。

親会社との取引に当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、電線・デバイス製品については、市場価格、原価等を勘案して当社見積り価格を提示して、取引ごとに価格を交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定をしております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業運営に当たっております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千人民元	%	
東 特 （ 浙 江 ） 有 限 公 司	89,393	100.00	電線、電線加工品の製造、販売
	千US＄		
PT.TOTOKU INDONESIA	2,300	100.00	電線、電線加工品の製造、販売
	千円		
株式会社トクデンプロセル	45,000	50.0	電線の販売、電線加工品の製造、販売

（注）1.　東特運輸株式会社につきましては、平成28年３月30日付で全株式を売却したため、重要な子会社から除外いたしました。
2.　今期から株式会社トクデンプロセルを重要な子会社に含めております。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	942
株 式 会 社 り そ な 銀 行	506
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	251

２．株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　27,200,000株

(2) 発行済株式の総数　6,808,788株

（注）平成26年10月１日付で株式併合（10株を１株に併合）を実施しております。

(3) 当該事業年度末の株主数　3,923名

(4) 大株主の状況

株主名	普通株式	持株比率
	株	%
古河電気工業株式会社	3,847,248	56.50
株式会社みずほ銀行	201,482	2.95
株式会社りそな銀行	149,700	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	63,500	0.93
住友生命保険相互会社	55,400	0.81
桜井昭一	54,200	0.79
大和証券株式会社	53,300	0.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	53,200	0.78
朝日生命保険相互会社	47,200	0.69
三洋貿易株式会社	46,000	0.67

３．会社役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	立川直臣	取締役社長 ソレキア株式会社社外取締役
取締役	石川　宏	株式会社西村商会社外取締役
取締役	米山直人	富士電機株式会社特別顧問 古河電池株式会社社外取締役
取締役	森平英也	古河電気工業株式会社戦略本部経営企画室長 古河電池株式会社社外取締役
取締役	小相澤　久	執行役員（技術統括部長）
取締役	国安哲史	執行役員（経営企画部長、経理担当）
取締役	小宮山秀俊	執行役員（電線・デバイス事業部長）
取締役	北澤登与吉	執行役員（管理部長） アットライフ株式会社取締役社長
監査役（常勤）	神代博之	
監査役	佐藤哲哉	古河電気工業株式会社常勤監査役 原子燃料工業株式会社社外監査役 株式会社UACJ社外監査役
監査役	五藤　基	
監査役	増戸清隆	

（注）１．平成27年６月25日開催の第97期定時株主総会において、佐藤哲哉氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

２．平成27年６月25日開催の第97期定時株主総会において、小川博正氏は監査役を辞任により退任いたしました。

３．取締役のうち、石川　宏、米山直人、森平英也の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

４．監査役神代博之、佐藤哲哉、五藤　基、増戸清隆の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

５．取締役森平英也氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の経営企画に関する業務に２年間従事しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。

６．監査役神代博之氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社及び同社子会社の経営全般に関する業務に従事しており、経営全般及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

7．監査役佐藤哲哉氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の取締役、監査役等を歴任されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8．監査役五藤　基、増戸清隆の両氏は、金融機関における勤務経験や法人の監査役を歴任されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9．取締役のうち、石川　宏、米山直人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役、監査役の報酬等の総額

区　　分	人　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	8人	118,380千円	うち社外取締役　3人　11,040千円
監　査　役	5人	29,100千円	うち社外監査役　5人　29,100千円
計	13人	147,480千円	うち社外役員　8人　40,140千円

(注)　上記の取締役及び監査役の支給人員は、平成27年６月25日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役石川　宏氏は、株式会社西村商会の社外取締役を、取締役米山直人及び取締役森平英也の両氏は、古河電池株式会社の社外取締役を、監査役佐藤哲哉氏は、古河電気工業株式会社の常勤監査役、原子燃料工業株式会社の社外監査役及び株式会社UACJの社外監査役を兼職しております。なお、古河電池株式会社は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の子会社であり、原子燃料工業株式会社及び株式会社UACJは、当社の親会社である古河電気工業株式会社の持分法適用関連会社であります。また、株式会社西村商会、原子燃料工業株式会社及び株式会社UACJと当社との間には特別の関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

取締役会を、当期において13回（定時13回）開催いたしました。

取締役の石川　宏氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を生かし、社外取締役として客観的・専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役の米山直人氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を生かし、社外取締役として客観的・専門的な観点から議案審議等に必

要な発言を適宜行っております。

取締役の森平英也氏は、13回開催された取締役会のうち12回の取締役会に出席いたしました。同氏は、企業経営の豊富な経験と知見を生かし、社外取締役として客観的・専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役の神代博之氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を生かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役の佐藤哲哉氏は、平成27年６月の就任後、10回開催された取締役会のうち９回の取締役会に出席いたしました。同氏は、CSR等に関する専門知識と経験を生かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役の五藤　基氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、監査役としての専門知識及び経験を生かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役の増戸清隆氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、監査役としての専門知識及び経験を生かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

監査役会を、当期において12回開催いたしました。

監査役の神代博之、五藤　基、増戸清隆の各氏は全ての監査役会に、佐藤哲哉氏は平成27年６月の就任後、９回開催された監査役会のうち８回の監査役会に出席し、監査の方法、その他監査役の職務執行に関し、意見交換を適宜行っております。

③　責任限定契約に関する事項

当社は、平成27年６月25日開催の第97期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

１．取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める金額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

２．監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める金額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額	37,900千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、その相当性について審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

３ヵ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

・運営が著しく不当と認められたため。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「経営理念」を基本とし、「コンプライアンス規程」及び「行動指針」に基づき、法令・定款・社内規程類の遵守、並びに社会規範・企業倫理に則った行動の徹底を図るべく社内教育や遵守状況の点検等のコンプライアンス活動を実施する。

・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を設置し、通報があった事案については、リスク管理委員会が適正かつ迅速に対応する。

・反社会的勢力（反社会的な個人または団体）との関係遮断には毅然とした態度で対応することを基本方針とする。これに基づき、行動指針において、反社会的勢力に対しては不当な要求に屈することのないよう毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する旨を定め、その徹底を図る。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会、決裁書等の重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管する。

・電子的媒体に記録された情報については「情報セキュリティマニュアル」等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱う。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「東特グループリスク管理規程」において、リスク管理体制と管理方法について定める。事業運営における損失回避等のリスク管理については部門統括者が行うものとするが、特に損失の危険が重大な場合は、リスク管理委員会対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるべく迅速かつ適切な対応をとる体制とする。

・取締役会、経営会議等において重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを明示し、これらを認識した上で判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策について、取締役会へ報告される体制を構築する。

④財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、財務報告の基本方針及び内部統制基本規程を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制・仕組みを構築するとともに、その体制が

適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑤当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門はその目標達成に向けた具体策を立案し、その達成に向けて職務を遂行する管理活動を徹底する。その達成状況については、定期的に取締役会に報告する。
・取締役会、経営会議、決裁書等で意思決定すべき事項については、それぞれ付議基準を明確に定める。
・執行役員、部門統括者等の職務分担を明確にするとともに、各部門の業務分掌を明確にし、各部署の責任者が適正かつ効率的に職務が遂行される体制とする。

⑥次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「グループ経営管理規程」に基づき子会社別に経営責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、経営責任者は、その達成状況については、定期的に取締役会に報告する。
・「東特グループリスク管理規程」において当社グループにおけるリスク管理方法等について定め、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
・子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてモニタリングを行うほか、内部監査部門は、親会社監査部門の立場から子会社監査を実施する。
・当社グループ全体で法令遵守及び業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する規程類については、子会

社を適用範囲として周知する等、グループ全体で取り組む体制を構築する。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役からその業務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、適任者を配置する。

⑧当社の監査役の業務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の業務を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。
・監査役の業務を補助すべき使用人に対し、監査役は指揮命令権を有する。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査業務の補助を行う。

⑨当社及び子会社の取締役または使用人による当該監査役への報告に関する体制

・当社及び子会社の内部統制の構築・運用状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等については、取締役及び担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
・当社及び子会社において、会社に著しい損害を及ぼす事実、取締役の法令・定款に違反する重大な事実を発見したとき、内部通報により調査を実施したとき、または行政当局から指摘・処分等を受けたときは、取締役及び担当部署の責任者は、速やかに監査役へ報告する。
・監査役が監査のために必要と判断する会議については常時出席可能な体制を維持し、監査のために必要とする資料については閲覧が可能な体制を維持する。
・監査役は、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとし、その旨を当社及び子会社に周知徹底することにより、当該報告者が不利益を受けないことを確保する体制を構築する。

⑪当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が、その職務の執行に係る費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は当該費用を負担するものとし、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・「監査役監査基準」を取締役及び使用人に周知し、監査役監査の重要性等について社内の認識を高める。
・監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし、かつ社内に周知する。
・監査状況について、定期的に社長及び担当取締役が報告を受ける。
・監査役と取締役との意見交換会を開催する。
・その他、監査役から監査役監査の実効性確保に関する要請があった場合は、取締役及び使用人は誠実に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する状況

・コンプライアンス意識の向上・定着を図るため、社長方針として定期的に社内に発信するとともに経営理念及び行動指針等を、常時閲覧できる状態にしています。また、社内研修やコンプライアンスチェック等も行い、浸透を図っています。
・内部通報制度については、通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止について周知しております。
・反社会的勢力については、重要顧客との契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、当社従業員に対し、反社会的勢力排除についての意識醸成を行っております。

②リスク管理に関する状況

・当社グループ全体でのリスク管理体制を整備しており、「東特グループリスク管理規程」等に基づき顕在化したリスク事象の報告体制の構築を図るとともに、リスク管理委員会を中心に当社各部門及び当社グループ各社において、企業経営・組織目標の達成等に影響を与える可能性のあるリスクの洗い出し、分析及び評価を定期的に実施する等適切な対応を行っており

ます。

③職務執行の効率性確保に関する状況

・取締役会、経営会議及び決裁書の付議基準に基づき適正に意思決定を行っております。経営会議において経営目標達成に向けて業務執行の方針等を明確にし迅速かつ効率的に業務運営を行うとともに、損益管理及び事業運営進捗管理を行っております。これらの業務執行状況については、取締役会において定期的に報告を行い、取締役会は社外取締役３名を含む８名の取締役で構成されており業務執行の監督機能を果たしております。

④財務報告の信頼性確保に関する状況

・財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

⑤企業集団における業務の適正確保に関する状況

・「グループ経営管理規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、子会社から事業運営等の報告を受け、当社取締役会において担当取締役が定期的に報告するとともに、付議基準に基づき子会社に係る重要事項についても当社経営会議及び取締役会において審議をしております。

⑥監査役監査の実効性確保に関する状況

・監査役の業務を補助すべき使用人については１名配置しており、取締役から独立した立場で監査役の補助業務を遂行しております。
・当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対し監査に必要な報告を行い、また重要会議の議事録、決裁書、その他監査に必要な書類を適宜提供しております。
・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議へ出席しております。
・監査役に報告した者に対する不利益な取扱いを禁止することについて関連規定に明記し、周知徹底を図っております。

（注）　本事業報告中の記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

平成28年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,723**	**流動負債**	**4,697**
現金及び預金	3,797	支払手形及び買掛金	1,742
受取手形及び売掛金	3,481	短期借入金	1,201
商品及び製品	509	１年内返済予定の長期借入金	474
仕掛品	338	未払金	386
原材料及び貯蔵品	420	未払費用	580
未収入金	185	未払法人税等	221
繰延税金資産	390	その他	90
預け金	500	**固定負債**	**4,972**
その他	143	長期借入金	1,597
貸倒引当金	△44	繰延税金負債	451
固定資産	**7,745**	退職給付に係る負債	2,749
有形固定資産	**4,998**	その他	175
建物及び構築物	1,886	**負債合計**	**9,670**
機械装置及び運搬具	1,531	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	241	**株主資本**	**7,425**
土地	1,190	資本金	1,925
リース資産	15	資本剰余金	8
その他	133	利益剰余金	5,514
無形固定資産	**49**	自己株式	△22
投資その他の資産	**2,696**	**その他の包括利益累計額**	**△396**
投資有価証券	2,460	その他有価証券評価差額金	80
繰延税金資産	52	為替換算調整勘定	737
退職給付に係る資産	4	退職給付に係る調整累計額	△1,214
その他	269	**非支配株主持分**	**769**
貸倒引当金	△89	**純資産合計**	**7,798**
資産合計	**17,468**	**負債及び純資産合計**	**17,468**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		16,396
売上原価		12,561
売上総利益		3,835
販売費及び一般管理費		2,322
営業利益		1,512
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	14	
為替差益	32	
持分法による投資利益	307	
その他	66	426
営業外費用		
支払利息	76	
その他	8	84
経常利益		1,854
特別利益		
固定資産売却益	36	
投資有価証券売却益	78	115
特別損失		
固定資産除却損	63	
関係会社株式売却損	13	
減損損失	5	
損害賠償金	10	
その他	0	93
税金等調整前当期純利益		1,875
法人税、住民税及び事業税	369	
法人税等調整額	238	608
当期純利益		1,267
非支配株主に帰属する当期純利益		115
親会社株主に帰属する当期純利益		1,152

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,925	－	4,500	△21	6,403
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△135	－	△135
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,152	－	1,152
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	8	△2	－	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	8	1,013	△0	1,021
当期末残高	1,925	8	5,514	△22	7,425

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	183	841	△1,186	△160	880	7,124
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△135
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	1,152
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△103	△104	△28	△236	△111	△347
当期変動額合計	△103	△104	△28	△236	△111	674
当期末残高	80	737	△1,214	△396	769	7,798

貸借対照表

平成28年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,172,092**	**流動負債**	**1,794,460**
現金及び預金	1,651,783	支払手形	2,796
受取手形	146,997	買掛金	844,842
売掛金	1,542,386	１年内返済予定の長期借入金	200,000
商品及び製品	252,987	リース債務	2,913
仕掛品	157,799	未払金	300,797
原材料及び貯蔵品	220,498	未払費用	333,217
未収入金	323,316	未払法人税等	85,679
前払費用	19,632	預り金	10,279
繰延税金資産	348,923	その他	13,933
預け金	500,000	**固定負債**	**2,870,653**
その他	7,785	長期借入金	1,300,000
貸倒引当金	△17	リース債務	10,456
固定資産	**4,289,515**	退職給付引当金	1,443,526
有形固定資産	**2,321,502**	その他	116,670
建物	794,538		
構築物	22,737		
機械及び装置	638,878		
車両運搬具	1,711		
工具、器具及び備品	118,115		
土地	608,847		
リース資産	9,750		
建設仮勘定	126,923		
無形固定資産	**15,799**	**負債合計**	**4,665,114**
ソフトウェア	1,829	（純資産の部）	
電話加入権	10,350	**株主資本**	**4,760,774**
リース資産	3,619	**資本金**	**1,925,000**
投資その他の資産	**1,952,212**	**利益剰余金**	**2,852,104**
投資有価証券	125,272	利益準備金	13,593
関係会社株式	400,927	その他利益剰余金	2,838,510
関係会社出資金	1,196,024	繰越利益剰余金	2,838,510
長期貸付金	86,548	**自己株式**	**△16,329**
長期前払費用	16,106	**評価・換算差額等**	**35,718**
繰延税金資産	100,028	その他有価証券評価差額金	35,718
その他	61,069		
貸倒引当金	△33,764	**純資産合計**	**4,796,493**
資産合計	**9,461,607**	**負債及び純資産合計**	**9,461,607**

損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,577,931
売上原価		4,719,758
売上総利益		1,858,172
販売費及び一般管理費		1,125,316
営業利益		732,855
営業外収益		
受取利息及び配当金	429,540	
その他	5,508	435,048
営業外費用		
支払利息	10,063	
為替差損	6,717	
その他	4,431	21,212
経常利益		1,146,691
特別利益		
固定資産売却益	33,959	
投資有価証券売却益	80,304	114,263
特別損失		
固定資産除却損	23,765	
減損損失	5,776	29,542
税引前当期純利益		1,231,412
法人税、住民税及び事業税	132,368	
法人税等調整額	△269,083	△136,714
当期純利益		1,368,126

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,925,000	－	1,619,913	1,619,913	△16,025	3,528,888
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△135,935	△135,935	－	△135,935
利益準備金の積立		13,593	△13,593	－	－	－
当期純利益	－	－	1,368,126	1,368,126	－	1,368,126
自己株式の取得	－	－	－	－	△304	△304
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	13,593	1,218,597	1,232,191	△304	1,231,886
当期末残高	1,925,000	13,593	2,838,510	2,852,104	△16,329	4,760,774

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48,390	48,390	3,577,278
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△135,935
利益準備金の積立	－	－	－
当期純利益	－	－	1,368,126
自己株式の取得	－	－	△304
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,672	△12,672	△12,672
当期変動額合計	△12,672	△12,672	1,219,214
当期末残高	35,718	35,718	4,796,493

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

東京特殊電線株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石黒一裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

東京特殊電線株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石黒一裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉田哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号のイの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日　企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

東京特殊電線株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　神　代　博　之　㊞

監　査　役（社外監査役）　佐　藤　哲　哉　㊞

監　査　役（社外監査役）　五　藤　　基　㊞

監　査　役（社外監査役）　増　戸　清　隆　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、収益状況、財務体質の強化、並びに今後の事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最近の業績や今後の見通しを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期末配当より10円増配することとし、１株につき30円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　　30円
　総　額　　203,895,210円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	立川直臣（たちかわなおおみ） （昭和26年１月27日）	昭和50年４月　古河電気工業株式会社入社 平成17年６月　同社執行役員人事総務部長 平成19年６月　同社執行役員常務人事総務部長 平成20年６月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ 平成21年１月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ兼経営企画室長 平成22年４月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ 平成22年６月　当社取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） ソレキア株式会社社外取締役	3,200株
	（取締役候補者とした理由） 立川直臣氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の取締役兼執行役員常務等を歴任され経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、平成22年６月から当社代表取締役社長として、当社再建を主導しその実現を果たすとともに、更に成長企業への変革に向けて指揮を執っております。その豊富な経営経験や知見を、引き続き持続的な企業価値向上に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 新任	すずき　よしひろ 鈴木　義博 （昭和30年５月16日）	昭和55年４月　古河電気工業株式会社入社 平成14年８月　同社設備部生産技術開発センターFA開発部長 平成15年１月　同社設備部計画第一部長 平成16年７月　株式会社エフアイ・テクノ常務取締役 平成18年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　古河電気工業株式会社生産技術部長 平成23年４月　同社執行役員経営企画室長 平成24年４月　同社執行役員チーフ・プロダクション・オフィサー（ＣＰＯ） 平成24年６月　同社取締役兼執行役員チーフ・プロダクション・オフィサー（ＣＰＯ） 平成25年４月　同社取締役兼執行役員生産技術本部長 平成27年４月　古河ライフサービス株式会社代表取締役社長 現在に至る	0株
	（取締役候補者とした理由） 鈴木義博氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の取締役兼執行役員生産技術本部長等を歴任され、また、同社の子会社の代表取締役社長を務め、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。その豊富な経営経験や知見を、当社の持続的な企業価値向上並びに経営全般にわたる指揮及び監督機能の強化に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。 同氏は、新任取締役候補者であります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3

再任
社外
独立</td><td>いし　かわ　　ひろし
石　川　　宏

（昭和17年４月20日）</td><td>昭和42年４月　日本電信電話公社入社
平成８年６月　日本電信電話株式会社取締役ネットワーク部長
平成９年６月　同社常務取締役再編成室次長
平成11年４月　株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー代表取締役副社長
平成14年４月　同社代表取締役社長
平成16年６月　エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社代表取締役社長
平成19年６月　同社相談役
平成20年６月　当社取締役
現在に至る
平成20年７月　エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社特別顧問
（重要な兼職の状況）
株式会社西村商会社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
石川　宏氏は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の代表取締役社長等を歴任され、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって８年であり適切に経営の監督を行っていることから、その経験や知見を、引き続き経営監督機能の強化に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（社外取締役）
同氏は、社外取締役候補者であります。
（独立役員）
当社は、同氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任 社外 独立	よね　やま　なお　と 米　山　直　人 （昭和24年９月24日）	昭和47年４月　富士電機製造株式会社(現、富士電機株式会社）入社 平成７年６月　同社電力事業本部水力事業部技術部長 平成19年７月　富士電機システムズ株式会社取締役兼発電プラント本部長 平成23年４月　富士電機株式会社執行役員兼エネルギー事業本部長 平成23年６月　同社取締役執行役員兼エネルギー事業本部長 平成24年７月　同社取締役執行役員常務兼発電・社会インフラ事業本部長 平成26年６月　同社特別顧問 現在に至る 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 富士電機株式会社特別顧問 古河電池株式会社社外取締役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 米山直人氏は、富士電機株式会社の取締役執行役員常務等を歴任され、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年であり適切に経営の監督を行っていることから、引き続きその経験や知見を、経営監督機能の強化に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 （社外取締役） 同氏は、社外取締役候補者であります。 （独立役員） 当社は、同氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5
新任</td><td>柳（やなぎ）　登志夫（としお）
（昭和41年１月26日）</td><td>昭和63年４月　古河電気工業株式会社入社
平成15年１月　同社ファイテル製品事業部企画管理ユニット主査
平成16年４月　同社情報通信カンパニーファイテル企画管理部マネージャー
平成20年２月　同社経営企画室主査
平成25年４月　同社銅箔事業部門企画ユニットシニアマネージャー兼銅箔事業部門企画ユニット企画グループマネージャー
平成28年４月　同社銅箔事業部門企画部長兼銅箔事業部門企画部企画課長
平成28年４月　同社戦略本部経営企画室長
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
柳　登志夫氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の銅箔事業部門企画部長、戦略本部経営企画室長等を歴任され、豊富な業務経験と高い専門知識を有しております。その経験や知見を、経営監督機能の強化に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、新任取締役候補者であります。
同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社より給与等の報酬を過去２年間受けており、今後も受ける予定であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任</td><td>国安（くにやす）　哲史（てつじ）
（昭和33年７月23日）</td><td>昭和56年４月　古河電気工業株式会社入社
平成20年６月　同社情報通信カンパニー企画管理部長
平成22年４月　同社ＣＳＲ推進本部監査部長
平成25年４月　同社監査部長
平成26年４月　当社顧問
平成26年６月　当社取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当
平成28年４月　当社取締役兼執行役員経営企画部、経理担当
現在に至る</td><td>400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
国安哲史氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の監査部長等を歴任され、豊富な業務経験と財務・会計に関する知見を有しております。また、平成26年６月から当社取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を、引き続き経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 再任	こ み やま　ひでとし 小宮山　秀俊 （昭和34年３月６日）	昭和56年４月　当社入社 平成21年６月　東特(浙江)有限公司総経理 平成24年１月　当社電線事業部副事業部長 平成24年４月　当社電線事業部長 平成24年６月　株式会社特電取締役社長 平成24年11月　当社執行役員電線事業部長 平成25年３月　当社執行役員電線・デバイス事業部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員電線・デバイス事業部長 現在に至る	100株
	（取締役候補者とした理由） 小宮山秀俊氏は、当社電線事業の技術・生産部門及び海外生産子会社の経営等に携わるとともに、平成25年６月から取締役兼執行役員電線・デバイス事業部長として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を、引き続き経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		
8 再任	きたざわ　と よきち 北澤　登与吉 （昭和34年４月１日）	昭和56年４月　当社入社 平成13年６月　当社人事グループ部長 平成16年６月　当社経営企画・総務グループ部長 平成20年４月　当社人事総務部長 平成22年11月　当社執行役員人事総務部長、情報システム部担当 平成25年３月　当社執行役員管理部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員管理部長 現在に至る （重要な兼職の状況） アットライフ株式会社取締役社長	1,100株
	（取締役候補者とした理由） 北澤登与吉氏は、当社人事、総務、内部統制、コンプライアンス等の管理部門の業務執行に携わるとともに、平成25年６月から取締役兼執行役員管理部長として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を、引き続き経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

２．責任限定契約の締結内容の概要

当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、石川　宏、米山直人の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該定款に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

石川　宏、米山直人の両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を締結する予定であります。また、柳登志夫氏の選任が承認された場合には、同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任 社外	神代博之（かみしろひろゆき） （昭和28年12月３日）	昭和53年４月　古河電気工業株式会社入社 平成６年９月　同社千葉事業所総務課長 平成10年６月　同社人事部労政課長 平成14年６月　古河インフォメーションテクノロジー株式会社総務部長 平成15年６月　同社取締役総務部長 平成18年１月　古河電気工業株式会社日光事業所長 平成22年６月　同社CSR推進本部安全環境推進室長 平成24年６月　当社社外監査役（常勤）現在に至る	500株
	（社外監査役候補者とした理由） 神代博之氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の日光事業所長、安全環境推進室長等を歴任され、経営全般に関する豊富な経験や見識並びに財務・会計等に関する知見を有しております。また、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年であり監査経験も豊富であることから、その経験や知見を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		
2 新任 社外	松村泰三（まつむらたいぞう） （昭和39年８月27日）	昭和62年４月　古河電気工業株式会社入社 平成12年３月　同社経理部財務課主査 平成16年７月　同社経営管理部主査 平成18年２月　同社人事総務部関連会社・海外グループマネージャー 平成19年６月　同社人事総務部人事課長 平成24年４月　同社人事総務部長 平成25年４月　同社総務・ＣＳＲ本部人事総務部長現在に至る	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 松村泰三氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の経理・財務・経営企画部門並びに人事総務部長を歴任され、豊富な経験や見識並びに財務・会計等に関する知見を有しております。その経営全般にわたる経験と幅広い専門知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社より給与等の報酬を過去２年間受けておりました。 同氏は、新任監査役候補者であります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　歴　、　地　位　及　び
重　要　な　兼　職　の　状　況</th><th>所有する
当　社　の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3
新任
社外</td><td>あさ　み　きよ　ひこ
浅　海　聖　彦

（昭和27年11月６日）</td><td>昭和46年４月　株式会社第一銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行
平成10年12月　同行芦屋支店長
平成14年４月　同行船橋本町支店長
平成17年11月　みずほビジネスサービス株式会社執行役員管理本部副本部長
平成18年３月　同社上席執行役員管理本部副本部長
平成22年５月　同社上席執行役員管理本部長
平成22年６月　同社常務取締役兼管理本部長
平成25年６月　株式会社ユウシュウ建物常務執行役員
現在に至る
（重要な兼職の状況）
株式会社ユウシュウ建物常務執行役員
古河ビジネスサービス株式会社社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外監査役候補者とした理由）
浅海聖彦氏は、金融機関の支店長並びに関係する会社の執行役員及び取締役等を歴任され、経営者としての豊富な経験や見識並びに経理・財務に関する知見を有しております。その経営全般にわたる経験と幅広い専門知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
同氏は、新任監査役候補者であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任
社外</td><td>ます　ど　きよ　たか
増　戸　清　隆

（昭和27年１月27日）</td><td>昭和49年４月　株式会社埼玉銀行（現、株式会社りそな銀行）入行
平成９年７月　同行南越谷支店長
平成14年２月　あさひ銀リテールファイナンス株式会社営業管理部長
平成15年11月　りそな債権回収株式会社業務監査部長
平成21年６月　同社監査役（常勤）
平成21年６月　りそなカード株式会社社外監査役
平成21年６月　りそな債権回収株式会社監査役（常勤）
平成22年６月　りそなビジネスサービス株式会社社外監査役
平成23年６月　大和ギャランティ株式会社社外監査役
平成24年６月　当社社外監査役
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外監査役候補者とした理由）
増戸清隆氏は、金融機関において監査役等を歴任され、豊富な経験や見識並びに経理・財務に関する知見を有しております。また、当社の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年であり監査経験も豊富であることから、その経験や知見を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

２．責任限定契約の締結の内容の概要

当社は、定款において監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、神代博之、増戸清隆の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該定款に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

神代博之、増戸清隆の両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を締結する予定であります。また、浅海聖彦、松村泰三の両氏の選任が承認された場合には、同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
「コンベンションホールＡＰ浜松町」ルームＦ
電話　03-5405-6109

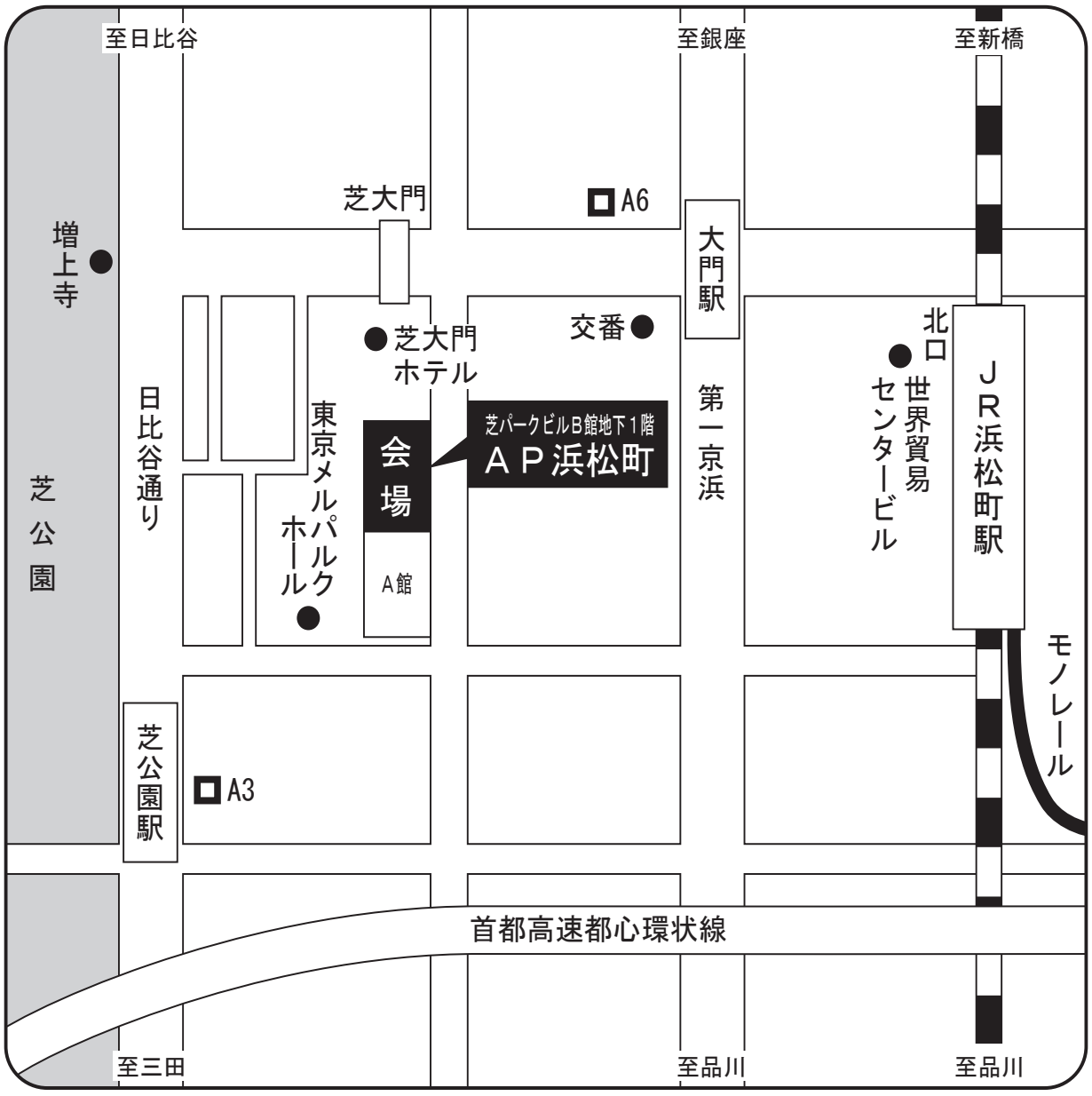

〔会場への交通機関〕

都営三田線「芝公園駅」（Ａ３出口）	徒歩約３分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」（Ａ６出口）	徒歩約３分
ＪＲ「浜松町駅」（北口）	徒歩約７分

(ご注意)駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK